

調剤薬局における患者フォローアップの評価

浦野 公彦
(地域連携研究ユニット)

【背景および目的】

厚生労働省は、「患者のための薬局ビジョン（2015 年）」として患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬局の服薬情報の一元的・継続的な把握や医療機関との連携について言及し、調剤後の患者状態の把握、処方医へのフィードバックが重要であるとしている。薬剤師に対しては、地域医療において薬物治療の効果向上ならびに医療費の抑制に貢献することを求めている。さらに、2019 年 12 月に薬剤師法、薬機法等が改正され、「薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者等に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない（薬剤師法第 25 条 2 第 2 項）」とされた。日本薬剤師会では「薬剤使用期間中の患者フォローアップとは、患者の来局時だけでなく、調剤した薬剤の使用期間中に適切な形で薬剤の使用状況、併用薬（一般用医薬品等を含む）、患者の状態や生活環境等を把握するとともに、薬学的知見に基づく分析・評価から必要な対応を実施することにより、薬剤の使用期間中を通じて、患者が安心できる最適な薬物療法を提供することを目的とする薬剤師の行動を指す」と定義している。また、2022 年の診療報酬改定では、患者フォローアップに関する診療報酬が改定され、薬局における役割が期待されている。

岡崎薬剤師会（愛知県岡崎市）では、2019 年に服薬状況管理指導検討委員会を立ち上げ、当委員会では薬機法改正に先駆けて、2019 年 11 月に「服薬状況管理指導の手引き」を作成した。本手引きは、薬剤師が投薬後の患者フォローアップについて適切な手順で患者に連絡を取り、服薬状況を把握することを目的として編集され、会員に対し 2020 年 7 月に配布された。研究代表者らの調査により、岡崎薬剤師会では、調査に対して回答のあった会員薬局のうち約 70%が患者フォローアップを実施していることが明らかとなった（2021 年 4 月時点）。患者フォローアップの方法は、主に電話（88.9%）であり、そのメリットとして「副作用回避」、「服薬状況の確認」、「コンプライアンス改善」などが挙げられた。一方で、現時点では患者や医師との連絡・連携体制に改善の余地があり、今後、患者、医師に対して理解を求める必要があると考えられた。

さらに、岡崎薬剤師会所属の薬局で調査された患者フォローアップ報告書を収集し、解析したところ、患者フォローアップの実施タイミングは、調剤後 14 日が最頻値（13 件、25%）であり、中央値は 7 日（8.3 ± 6.1 日）であった。対象薬の薬効分類は、循環器用薬（33%）、その他の代謝性医薬品（13%）が多く、患者フォローアップ最頻値日のうち、8 件（62%）が循環器用薬であった。さらにこれら対象薬の 25.4%がハイリスク薬に分類される薬剤であり、特に注意が払われている現状が明らかになった。患者フォローアップした理由として、「使用方法について確認」（24%）が最も多く、「処方追加」（20%）、「処方薬の増量・減量」（18%）、「処方薬の変更」（16%）であった。患者フォローアップ時の確認事項では、「アドヒアランス確認」（36%）、「効果の確認」（31%）、「副作用の確認、発見」（27%）であった。また、患者フォローアップ時の指導内容は、「薬の使用継続」（58%）が

最も多く、「受診勧奨」(17%)が次に多かった。「その他」(15%)には患者からの質問に答えた事例、自己判断で中止していたため指導を行わなかった事例があった。患者フォローアップ後の対応では「次回受診時に確認」(45%)が最も多かった。

本研究では、薬局薬剤師が調剤後の患者フォローアップにより、患者の薬物治療・副作用発現に介入することで、副作用回避、服薬状況改善などに貢献しているかを明らかにすることを目的として、患者フォローアップ報告書を用いた症例調査を行った。

【方法】

患者フォローアップの症例調査は、岡崎薬剤師会に所属する7薬局において、法改正後の2019年12月から2年間に患者フォローアップを行った際のフォローアップ記録書を調査した。フォローアップ報告書は、年代、性別、対象薬、患者フォローアップ記録（実施タイミング、理由、確認事項、指導内容、事後の対応を項目別に分類）、患者フォローアップ時の患者の印象、評価理由等が記載され、これらの内容を精査した。対象薬は薬効分類コードで分類した。患者フォローアップの実施タイミングの要因を検討するため、フォローアップ実施日（経過日数）と年齢、処方薬の薬効分類による影響を比較した。また、フォローアップ時の印象は、薬剤師の主観的評価（5段階）により評価した。統計解析は、EZRを用いた。本研究は、愛知学院大学薬学部臨床研究倫理委員会の承認を得て実施した。

【結果と考察】

該当薬局の患者フォローアップ報告書51件を解析に用いた。患者背景は、年齢 61.3 ± 26.3 歳（平均値 $\pm$ S.D.、以下同様）であった。患者フォローアップ実施日は、患者年齢45歳を閾値とした2群間の比較において45歳未満群が有意に低く、この要因として小児患者のフォローアップ理由は主に「使用方法についての確認」であり、急性疾患の治療薬についての使用方法の確認などが実施されたことによると考えられた。また、薬効分類における患者フォローアップ実施日にも各薬効分類で特徴が認められた。循環器官用薬では7日目以降でのフォローアップが実施されていたが、これは血中半減期等を考慮して薬剤の血中濃度が定常状態に達するタイミングで実施されていた。また、抗リウマチ薬や麻薬については、患者年齢が高齢であり管理方法の不安や使用上の注意事項が多い場合などの理由により、調剤後3日目までにフォローアップを実施されていた。加えて患者フォローアップが受診勧奨につながる事例が17%認められたことから、患者フォローアップの有用性が確認された。これらの患者フォローアップを実施した際、薬剤師視点での患者の印象評価（5段階）では、中央値4（範囲3-5, 4.29 ± 0.77 ）であり、概ね高評価であったが、今後は患者や医療従事者からのフィードバックを評価する必要があると考える。

【今後の展望】

本研究結果により、薬剤師による患者フォローアップは薬物治療の適正化に有用である可能性が示唆された。患者フォローアップ後の他の医療従事者からの評価、臨床経過の調査など今後検討すべきことはあるが、患者フォローアップを推進していくことで、地域医療における薬剤師の役割を果たすことにつながると考える。さらに多職種連携による患者フォローアップを用いた効果的な地域連携を構築することができれば、患者の治療効果およびQOLのさらなる向上ならびに医療費の抑制につながることが期待される。